

ミャンマーの貿易為替制度-輸出入手続（1/2）

ミャンマーにおける輸出入許可申請は、商業省が主管する。

必要書類等：ミャンマーにおける輸出入手続は、輸出入業者登録を済ませ、輸出入の都度、輸出入ライセンスを取得する必要がある。なお、これまではライセンス取得のためにネピドーの商業省窓口まで出向き申請を行う必要があったが、2011年10月より、一部の輸入品を除き、商業省のヤンゴン支局で申請が可能となった。

具体的な手続き方法としては、輸出入を行いたいと考える個人および企業は、まず初めに貿易業ができる企業を設立する必要がある。外国企業は、2002年から貿易業としての登録が凍結されているため、現状、ミャンマー現地企業のみ貿易業の登録が可能である（但し、委託加工業者、製造業者の場合は、外国企業であっても、原材料、加工品等の輸出入は可能である。前述の「貿易業」はいわゆる製造を伴わない農水産品等の物品貿易取引を対象としたもの）。

次に、企業設立後、輸出入業者登録を行う必要があるが、その登録は所定の申請用紙を商業省貿易局（Ministry of Commerce, Directorate of Trade）に提出することにより行う。その際、以下7点の書類を併せて提出する必要がある：会社設立証書、通常定款／基本定款、書式VI（分配報告書）、書式XXVI（取締役、経営者、支配人に関する詳細とその変更）、書式I（事業許可証）、事務所設立に関する保証及びそれを証明する賃借契約書等、申請者のパスポート又は国民登録カード（NRC）の写し。

ミャンマーの貿易為替制度-輸出入手続（2/2）

なお、通常の商品貿易とは別に、縫製品などの委託加工形態による輸出入を行う場合がある（原材料を輸入し、ミャンマーで加工し、完成品を原則すべて輸出する、加工者はその委託加工賃を得るという形態）。ミャンマーでは、このビジネス形態を通常CMP と言い（Cutting, Making and Packing : CMP）CMP 形態の場合、事前にミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission）に申請・承認を得た上で、企業登記手続を行うことで、原材料輸入の免税を得ることができる（すでに他ビジネスを行うものが、CMP ビジネスを業務に加えることはできないため、独立した会社を設立する必要がある）。なお、CMP 企業の場合も、先に述べた輸出入業者登録、UMFCCI 加盟を同様に行う必要があり、以下に述べる輸出入手続も他の商品貿易と基本的に同じだが、一部必要がある場合は特記することとする。